

第 6 期 芽 室 町 地 域 福 祉 計 画 (令和 9 ～ 12 年度) の策定について

1 計画策定根拠

社会福祉法

第 107 条（市町村地域福祉計画）

市町村は、地域福祉の推進に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画を策定するよう努めるものとする。

※第 106 条の 5 に基づく芽室町重層的支援体制整備事業実施計画を内包する。

2 進捗状況

5 ～ 7 月 芽室町社会福祉協議会との調整

6 月 芽室町総合保健医療福祉協議会 第 1 回全体会議（スケジュール説明）

3 策定スケジュール

7 月 芽室町議会厚生文教常任委員会へスケジュール説明

8 月 芽室町総合保健医療福祉協議会 第 1 回地域福祉部会（基本目標等審議）

10 月 芽室町総合保健医療福祉協議会 第 2 回地域福祉部会（計画素案協議）

12 月 芽室町総合保健医療福祉協議会 第 3 回地域福祉部会（計画原案協議）

1 ～ 2 月 芽室町議会厚生文教常任委員会へ計画案説明、パブリックコメント

2 月 芽室町総合保健医療福祉協議会 全体会議（諮問・答申）

3 月 第 6 期芽室町地域福祉計画（令和 9 ～ 12 年度）策定